

議案第 72 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項の前の見出しを削り、附則に次の 1 項を加える。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

19 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。